

香川労働局

参加費
無料

定員
350名

事前
予約制

改正女性活躍推進法等説明会



2026年4月1日より従業員101人以上の企業は「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の公表が義務化されます。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日時

2026年

2月16日 月

13:30～16:00 (受付開始13:00)

会場

サンメッセ香川 大会議室

香川県高松市林町2217-1

対象

企業の人事・労務担当者・経営者様 / 管理職の方々 / 女性活躍推進にご関心のある方
特に、新たに情報公表義務が生じる従業員101人以上の企業の皆様は必見です。

申込方法

二次元コードを読み取りホームページからお申込みください



申込締切：2月9日

<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>

※定員の都合上各企業1名の参加でお願い致します



※ 本説明会は一部香川労働局ホームページに掲載することを予定しております。

3月15日までに掲載予定ですので、同日頃香川労働局ホームページの「新着情報」をご確認ください。

特別講演

(仮題)女性活躍推進がもたらす効果について

徳倉 康之 氏

株式会社 ファミーリエ 代表取締役

NPO法人ファザーリング・ジャパン副代表理事

香川大学大学院地域マネジメント研究科特命准教授

NPO法人たかまつ男女共同参画ネット理事長



女性活躍推進の強化

【対象：主に従業員101人以上の企業】

情報公表の義務が拡大されます

✓ 男女間の賃金差異

全労働者を対象とした男女の賃金の差異を算出し、公表する必要があります。

✓ 女性管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合を算出し、公表する必要があります。

こんなお悩み・疑問を個別に相談したい時は

「民間企業における女性活躍推進事業」の専門家派遣をご利用ください

- 何から手をつければ良いか、具体的な進め方がわからない
- 女性活躍の他社の取組事例を参考にして、自社に活かしたい
- 行動計画の策定や情報公表の具体的な方法を知りたい

ご相談はこちらから



説明会に関するお問い合わせはこちら
香川労働局雇用環境・均等室



087-811-8924

(受付時間：平日 8:30～17:15)